

三芳町防犯カメラの
設置と利用に関する
ガイドライン

令和4年3月

三芳町

目次

第1	ガイドライン策定の目的	
1.	目的	1
第2	道路、公園その他公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に 関する基準	
1.	定義	2
2.	設置者等が配慮する必要がある事項	3
3.	その他	4

第1 ガイドライン策定の目的

1. 目的

このガイドラインは、三芳町防犯のまちづくり推進条例（平成26年条例第4号）第4条第3項の規定に基づき、防犯のまちづくりに係る環境の整備として、防犯カメラの設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的として策定しました。

防犯カメラは、犯罪の予防や早期解決に役立ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに効果が認められています。しかし、その一方で、承諾のないまま自分の行動や容姿が撮影されるというプライバシー侵害に不安を抱く方もおられます。

このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、町民等の人権を保護するために、防犯のカメラの設置者に対し、その設置及び利用に関し配慮すべき事項を定めたものです。防犯カメラの設置及び運用に当たっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようお願いいたします。

なお、このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

第2 道路、公園その他公共の場所における 防犯カメラの設置及び利用に関する基準

防犯カメラの設置及び利用に関する基準は、次のとおりとします。

1. 定義

(1) 防犯カメラ

このガイドラインにおける防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいいます。(犯罪防止が副次的な目的である場合も含みます)

(2) 防犯カメラの設置者

このガイドラインにおける防犯カメラの設置者とは、次に掲げるものをいいます。

ア 三芳町

イ 商店街（商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体

ウ 地域コミュニティ【協働のまちづくり条例施行規則】第 3 条に定める行政連絡区、自治会その他の近隣社会

エ 町から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に提案する指定管理者

(3) 設置場所

このガイドラインにおける防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる場所であり、次に掲げるものをいいます。

ア 道路

イ 公園

ウ 広場

エ その他不特定多数の者が自由に利用できる公共の場所

2. 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置者は、次の点に留意し、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像及び防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。）の取扱いを適正に行ってください。

- (1) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう適切な措置を講ずるものとします。
- (2) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため防犯カメラの運用責任者を置いてください。
- (3) 防犯カメラの設置者及び防犯カメラの運用責任者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知りえた情報をみだりに他に漏らし、または不当な目的のために使用しなでください。
- (4) 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報がその他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることがないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとします。
- (5) 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないでください。

ア 町民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

- (6) 設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、画像は必要な期間を超えて保存しない。

イ 保存期間の終了した画像は確実に消去する。

ウ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。

- (7) 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応してください。
- (8) 防犯カメラの設置者は、その取り扱う防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めてください。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

- イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関する事
- ウ 防犯カメラの運用責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指
定に関する事
- エ 画像の取扱いの制限に関する事
- オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理
の措置に係る次の事項に関する事
 - (ア) 画像の保存期間
 - (イ) 画像の廃棄方法
 - (ウ) 画像の記録された媒体の保管
- カ 苦情処理に関する事
- キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な
事項

3. その他

このガイドラインで規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこのガイドラインで規定されていない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、このガイドラインの趣旨に則り、住民の人権を侵害しないように努めるものとする。

三芳町防犯カメラの設置と利用に関するガイドライン

令和4年3月策定

三芳町自治安心課